

取引相場のない株式の時価 —タキゲン事件差戻審判決—

東京高裁令2年(行コ)第95号、令3・5・20判決(TAINS:Z888-2364)

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

Brush up
Point

本件では、取引相場のない株式の譲渡につき、その時価はいくらとなるかが争点となっている。差戻審判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 評価通達に定められた評価方法が、取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算において当該株式のその譲渡の時における客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものであれば、その評価方法によってはその客観的交換価値を適正に算定することができない「特別な事情」がある場合でない限り、その評価方法によって算定された価額は、当該譲渡に係る取引相場のない株式についての所得税法59条1項にいう「その時における価額」として適正なものであると認めるのが相当である。
- (2) 類似業種比準方式により算定した評価額と例外的な評価手法である配当還元方式によって算定された評価額との間に大きな差異が生ずるといっただけでは、評価通達の評価方法によっては株式の客観的交換価値を適正に算定することができない「特別な事情」があるとはいえない。
- (3) 鑑定評価額により算出された価額が、一つの客観的な交換価値として評価できるものとみることができ、これが通達の方式により評価した評価額を下回る場合であっても、その事実のみから直ちに通達による評価額が時価を超えるものということにはならない。
- (4) 鑑定評価会社の経営に強い影響力を及ぼしてきた納税者の株式を評価するに当たり、配当還元法を高い割合で考慮することの相当性に関しては、DCF法及び純資産法の考慮ウェイトに関する納税者の説示を踏まえてもこれを採用することはできない。

はじめに

本件タキゲン事件は、取引相場のない株式の時価をめぐる問題が争点となっている。筆者は、本件最高裁判決につき、すでに本誌において評釈を行い、基本的に最高裁判決を支持している*1。

今回の差戻審は、最高裁判決が、「原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そし

て、本件株式譲渡の時における本件株式の価額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。」と判示したことから、株式の評価額がいくらとなるかという点が大きな争点となっている。

筆者は、最高裁判決の評釈にあたり、この時価問題については、「おそらく差戻審では、2505円の類似業種比準価額をもって、評価額であると判断することは想像に難くないが、それでよろしいかと問われれば、筆者

も現時点で明確な答えはないのが実際である。」*2と述べたが、今回、案の定、差戻審では、本件株式の評価額は、税務当局主張の類似業種比準方式による2505円／株が妥当であると判示した。

差戻審で納税者は、新たに次の点につき主張しているが、本稿では、紙幅の関係上、(1)と(7)の問題を中心に検討するものとする。

- (1) 所得税基本通達及び評価通達に定める評価方法の合理性等と「特別の事情」の存在について
- (2) 純然たる第三者間取引について
- (3) 庚とB社との関係について
- (4) 本件株式評価と財産権の侵害について
- (5) 所得税と法人税の課税の統一について
- (6) 売買実例について
- (7) 鑑定評価額668円について

I. 事実関係と訴訟経緯

1. 事実関係

A社(資本金4億6000万円、平成19年1月期の売上金額は約236億5000円、平成19年1月現在の従業員数は449人。評価通達178に規定する「大会社」)の代表取締役であった被相続人庚(以下、「庚」という。)は、自

・譲渡前のA社株主構成(持株割合)

庚(被相続人) 15.88%	親族 6.91%	C社 24.18%	A社経営研究会持 株会 24.03%	A社従業員持株会 25.16%	その他 3.84%
同族グループ 22.79%					

・譲渡後のA社株主構成(持株割合)

庚 8%	親族 6.91%	B社 7.88%	C社 24.18%	A社経営研究会持 株会 24.03%	A社従業員持株会 25.16%	その他 3.84%
同族グループ 14.9%						

*2 渡辺充「取引相場のない株式の時価—タキゲン事件最高裁判決一」(『税理』ぎょうせい2020年8月号、170~178頁)、②渡辺充「取引相場のない株式の時価」(『税理』ぎょうせい2019年2月号、22~30頁)

身の有していたA社株式(取引相場のない株式)のうち72万5000株を、平成19年8月1日、B社に対して譲渡した。B社は、既存のA社の持株会を補完するものとしてA社の役員や従業員の福利厚生を目的に設立された有限会社で、基本的にB社は、庚とは独立した第三者である。

その後、庚は同年12月に死亡したが、庚の相続人であり相続により庚の平成19年分の所得税の納付義務を承継した原告らは、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ金額(配当還元方式により算定した価額に相当する金額で1株あたり75円)として庚の所得税の申告をしたところ、所轄税務署長により、本件株式譲渡の譲渡対価はその時における本件株式の価額(類似業種比準方式により算定した価額で1株あたり2990円としたが、東京国税局長は原告らの異議申立てに対し、類似業種の選定に誤りがあり、その価額を1株あたり2505円とした)の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、各原告に対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をなした。これを不服とした原告らは、所定の手続を経て本訴に及んだ。

なお、A社の株主構成（持株割合）は、上記のとおりである。

2. 訴訟の経緯

本件タキゲン事件の訴訟経緯^{*3}は、次のとおりである。

本件の主たる争点は、本件株式の譲渡が、所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるか否かであるが、より具体的には、本件株式の譲渡の時における株式の価額について、税務当局は評価通達に定める類似業種比準方式により評価すべきであると主張したのに対し、納税者はこれを争って、争点1：所得税基本通達59-6の(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法、争点2：本件株式譲渡における譲渡代金額（1株当たり配当還元法による75円）をもって時価といえるか否かを争点として争った。

第1審東京地裁は、争点1について、所得税法59条1項にいう「その時における価額」とは、所得税基本通達59-6が、譲渡所得の基になった資産が株式である場合には、同通達59-6の(1)から(4)によることを条件に評価通達の例により算定された価額とする旨を定めているところ、同通達59-6の(1)が、評価通達188（同族株主以外の株主等が取得した株式）の(1)に定める同族株主に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているので、これが、評価通達188の(2)～(4)に特別な読み替え規定がなくても適用されると判断し、本件株式の評価額を含めて、納税者敗訴の判断を下した。

ところが、控訴審の東京高裁は、通達であっても読み替えのための明文の定めは必要であるとし、その読み替え規定がない以上、納税者の選択した1株当たり75円という譲渡価額が、合理性が認められる所得税基本通達59-6、評価通達188の(3)、188-2に従って算定された価額と一致する以上、純然たる第三者間で種々の経済性を考慮して算定された価額とは異なるということはできず、逆転して納税者勝訴の判断を下した。

これを不服とした税務当局は上告したが、最高裁は、本件通達に係る読み替え規定は、キャピタルゲインの課税の趣旨を考えると必要ではなく、また本件株式の評価についても、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものであり、配当還元方式を是認した原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法があるとして、破棄差戻しを言い渡した。なお、この最高裁判決を受けて、所得税基本通達59-6は改正され、解釈の明確化という観点から、実質的に読み替え規定が定められた。

最高裁の破棄差戻し判決を受けて、差戻審は、本件株式の譲渡の時における本件株式の価額等につき判断したが、結局、税務当局が主張した類似業種比準方式に基づく1株あたり2505円を妥当なものとした。なお、この差戻審判決を受け納税者は、上告受理申立てを行っている。

* 3 第1審：東京地裁平24（行ウ）第185号、平29・8・30判決（TAINS:Z888-2119）
控訴審：東京高裁平29（行コ）第283号、平30・7・19判決（TAINS:Z888-2198）
上告審：最高裁三小平30（行ヒ）第422号、令2・3・24判決（LEX/DB25570798）
差戻審：東京高裁令2年（行コ）第95号、令3・5・20判決（TAINS:Z888-2364）

II. 差戻審の主たる争点と当事者の主張

差戻審において、控訴人（納税者）は、上

控訴人（納税者）の主張	被控訴人（税務当局）の主張
<p>『鑑定評価額668円について』 控訴人は、評価通達を適用して時価を算定することは適切でないと主張する。すなわち、本件最高裁判決が判示しているとおり、所得税基本通達59-6が準用する評価通達を適用するには、これを読み替えなければならないところ、通達の読み替えを行うという方法が課税に関する予見可能性に問題を生じさせることは、本件最高裁判決の補足意見においても指摘されている。何ら読み替え規定がないにもかかわらず、その極めて重要な部分について読み替えが必要となる通達については、もはや一般的な合理性があるとはいえない。したがって、株式の時価の評価については、通達に拘泥してこれを算定すべきではなく、所得税法59条1項に定める「その時における価額」、つまり本件株式譲渡における時価がいくらになるのかを、通達から離れてより合理性のある評価方法がないかという観点から検討すべきである。そして、本件株式譲渡の時における時価について、評価通達の適用による場合は、類似業種比準方式により算定した2505円か、配当還元方式により算定した75円のいずれかということになる。このように、評価通達の適用にこだわった場合、株式の保有割合のわずかな違いにより、大きな価額差となってしまうのは適切ではなく、評価通達によっては時価を算定することができない「特別の事情」があるといえるため、評価通達によらずに、所得税法59条1項における「その時における価額」を検討すべきである。</p> <p>そこで、控訴人らは独自に本件株式を評価し、本件株式の価額は、1株当たり668円に止まると言主張する。</p> <p>当該評価額は、譲受人たるB社については、本件株式譲渡直前において評価対象会社の株式を保有しておらず、少数株主であることから、配当還元方式を採用して譲受人評価額を算出し、また、譲渡人たる庚については、譲渡前の株式持分が15.88%と少数株主持分であることから、配当還元法を中心としつつ、評価対象会社の実質的創業者かつ代表取締役であることから、経営に関与できない単なる少数株主ではないことを考慮してDCF法及び純資産法（相続税評価）の評価も採用し、具体的には、配当還元法については68.25%，DCF法については15.88%，純資産法については</p>	<p>『鑑定評価額668円について』 被控訴人は、控訴人の提示した新評価額について、次のとおり反論する。 A社においては、平成19年1月期の当期純利益は3434百万円、その内配当金額は、69百万円であり、配当性向（配当金額÷当期純利益）は、2.8%となるところ、上場内国会社における決算短信集計（合計）による配当性向は、同集計の統計期間2006年（平成18年）から2019年（平成31年）における全業種、製造業、非製造業のいずれにおいても低いもので20%台であることなどからすると、A社の配当性向は低位であるといえる一方、同社は、年間の当期純利益の多寡にかかわらず、毎年7.5円と一定額の配当を行っている。</p> <p>さらに、控訴人ら評価書によれば、一般的に企業価値評価において最も重要視されるDCF法による本件株式の評価額は1株当たり3841円、取引相場のない株式の時価評価において基本的に合理性を有するとされる「純資産法（相続税評価）」による本件株式の評価額は、1株当たり3716円である。以上によれば、配当還元方式による1株当たり75円という価額が本件株式の客観的交換価値を示していないことは明らかである。</p> <p>控訴人らがその評価書に基づき「種々の経済性」を考慮して算定された本件株式の価額は1株当たり668円であると主張しているのは、本件株式譲渡の取引価額が種々の経済性を考慮して決定した価額ではないことを自認するものである。また、本件のように所得税法59条1項による課税処分がされ、当該課税処分の取消訴訟において、課税庁側が、所得税基本通達及び評価通達の定める評価方法による評価の一般的な合理性を明らかにした上で、その評価額をもって当該資産の価額であると主張しているような場合、本件各更正処分等の適法性を争う控訴人らは、所得税基本通達及び評価通達に定める評価方法、すなわち、類似業種比準方式によってはその客観的交換価値を適正に算定することができない「特別の事情」を基礎付ける事実を具体的に主張立証する必要があるところ、鑑定評価額が通達による評価を下回るとの事実のみではかかる特別の事情があるとは認められず、他にかかる特別な事情を基礎付ける事実は見当たらない。のみならず、控訴人ら評価書による1株当たり668円という価額は、「譲受人評価</p>

15.88%を考慮して、譲渡人評価額を算出し、その上で、譲渡人評価額と譲受人評価額を1:1で加重平均することにより、最終の評価額を算出した。

この算出方法は、譲受人評価額については、A社では継続的、安定的に配当を実施しているため、配当還元法のみによることに合理性がある。また、譲渡人たる庚については、配当還元法を中心とした、経営に関与できない単なる少数株主ではないことを考慮してDCF法及び純資産法の評価も採用しているもので、一定の理由がある。そして、何が適正な時価であるかは、売主と買主の双方の立場から検討することに合理性があるから、譲渡人評価額と譲受人評価額を1:1で加重平均することにより最終の評価額を算出することにも合理性がある。

III. 判決の要旨

[1] 差戻審は、控訴人が提示した鑑定評価額668円について、はじめに通達方式との比較において、次のとおり判示した。「適正な時価とは評価的な概念であって、一義的に算出され得るものではなく、その評価には一定の幅があり得るものである。そこで、当事者が私的に提出した評価書等による評価の方法が一般に是認できるものであり、それにより算出された価額が一つの客観的な交換価値として評価できるものと見ることができ、これが通達の方式により評価した評価額を下回る場合であっても、その事実のみから直ちに通達による評価額が時価を超えるものということにはならないというべきである。なぜなら、私的な評価書によって算定された価額が、評価通達によって算定された価額を下回る場合、それだけで通達が定める方式により算定された価額の認定が覆るとすれば、課税庁としては、当該評価書の算定方法が不適当であること等を逐一反論し、その点を主張立証しなければならないことになるが、そのよう

額」として算定した配当還元法による評価額も加重平均して算出するなど、配当金額に比重を置いて算定されたものであること、会社における支配從属関係等を決する要素を個人単独による株式保有割合のみとしていることなどからして、譲渡所得課税及び所得税法59条の趣旨並びに株価に影響を与える要素を合理的に考慮して算定したものではなく、本件株式譲渡に係る所得税法59条1項の「その時における価額」となる余地はない。

な事態は、課税対象となる財産の評価について、原則として評価通達の例によることで統一することにより、回帰的かつ大量に発生する課税事務の迅速な処理に資するとともに、公開された画一的な評価によることで、納税者間の公平を期し、また納税者の申告・納税の便宜を図るという所得課税制度の趣旨にも反することになるからである。控訴人ら評価書では、本件株式の価額を1株当たり668円と評価している事実は認められるものの(甲56)、評価通達に定められた評価方法が上記の一般的な合理性を有することは、前記……で説示したとおりであり、控訴人らの主張を踏まえても、評価通達の評価方法によっては本件株式の客観的な交換価値を適正に算定することができない特別な事情があるとは認められず、他にこの特別な事情があることを基礎づけるに足りる具体的な事実があるとも認められない。

[2] 次に、差戻審は、控訴人の鑑定評価額につき、具体的に次のとおり判示し、これを採用することができないと判示した。「(控訴人の)評価方法は、専門家による

一つの見解であるとしても、次のような疑念を解消するには至っていないというべきである。すなわち、まず、譲渡人評価額の算定について3法を併用したといつても、配当還元法の考慮割合が68.25%と極端に高くなっている。配当還元法は、評価方法としても課題を抱えるがゆえに、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるというような少数株主が取得した株式等の評価について、飽くまで例外的に用いられるものであるが、評価対象会社の実質的創業者であり、代表取締役でもあって、経営に関与できない単なる少数株主ではなく(○○一族では22.79%の保有)、A社の経営に強い影響力を及ぼしてきた庚の株式を評価するに当たり、そのような高い割合で配当還元法を考慮することの相当性に関しては、DCF法及び純資産法の考慮ウェイトに関する評価人の説示を踏まえても、なお疑念を解消することができない。また、譲渡所得課税の趣旨に加え、株式の譲受人の属性や譲受人側の個別の事情は、その取引直前の時点において譲渡人の下に生じている増加益を左右するものではないことを踏まえると、評価書の譲受人評価額(82円)と譲渡人評価額(1255円)とを1:1で加重平均するという手法についても、譲受人評価額の考慮の程度が過大すぎるといった疑問が生ずるが、その点について得心で説明はないといわざるを得ない。以上によれば、控訴人ら評価書によつても、所得税法59条1項の趣旨を踏まえた所得税基本通達、評価通達の評価方法により本件株式の客観的な交換価値が適正に算定されているとの認定が左右されるものとはいはず、評価書による評価額が668円であることを

もって、本件各更正処分等が違法であるということもできない。」

以上により、所得税法59条1項2号の適用に当たって、本件株式譲渡の時における本件株式の価額は1株当たり2505円と評価され、本件株式譲渡の対価である1株当たり75円はその2分の1に満たないから、本件株式譲渡は、同号の低額譲渡に当たると判示され、納税者敗訴となった。

IV. 解 説

1. 特別の事情

[1] 本件の結論は、所得税基本通達及び評価通達の定める評価方法が、当該株式の時価、すなわち客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものといえる場合においては、これに従つて算出された価額は、当該通達の定める評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない「特別の事情」の存しない限り、その客観的交換価値を超えるものではないと推認することができ、当該価額に基づく課税処分は適法であるとするものである。この判示は、従来から多くの判決例により踏襲されてきたものであり、問題は、どのような場合に「特別の事情」があるかということである。

「特別の事情」については、評価通達6に「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」とあるように、「著しく不適當」という文言が、評価通達による評価方法によらないことが正当と認められる特別の事情がある場合と同義となる。ただし、これは不確定概念であり、過去の判決例によつても、その

一般的な意義や一般的な射程距離についての要件を見いだすことはできない。

ちなみに、「特別の事情」が容認された事件に、土地の評価をめぐる事件であるが、「小沢事件」^{*4}がある。これは、土地の売買契約成立後代金完済前に売主が死亡し、右売買契約に土地所有権移転の時期を代金完済の時とする特約があったと認められる場合につき、その土地の価額は、評価通達によらず、売買契約の実際の取引価額によって評価するのが合理的であるとし、納税者の評価通達によるべきであるという主張に対し、「特別の事情」があるとして、税務当局主張の売買実例価額をもって評価額とした事件である。したがって、土地でも株式でも、評価時点における客観的交換価値が問題となるときに、売買実例があるときは、その売買実例が斟酌される1つの要素となるのである。

(2) そこで、本件でも納税者は、上記「はじめに」で記載した(6)売買実例という争点を新たに差戻審で展開した。すなわち、本件株式を庚がB社に譲渡する前の約3年前に、A社の従業員と研究会持株会との間で、配当還元価額の1株75円により2件の株式売買が行われていた。この取引実例は、従業員と持株会という法的・経済的に利害相反する第三者間の取引であり、譲渡人又は譲受人が庚の意向を受けて取引を行ったものではない。したがって、この2事例は適切な売買実例であり、それと同じ1株当たり75円により本件売買がなされた本件株

式譲渡は、時価による取引であると主張したのである。これに対し差戻審は、「控訴人らが主張するとおりの株式売買がされた事実を認めることができる（甲45の1、2）。しかし、所得税基本通達23~35共一9(4)イは、『最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額』を株式の価額としているところ、控訴人らの挙げる実例は、本件株式譲渡の約3年前のものであって、『最近において売買の行われたもの』には当たらない。また……A社の従業員とA社の持株会である研究会持株会との間の売買が純然たる第三者間の売買ということもできない。さらに、上記の売買は、少数株主として配当への期待が大きいと思われる従業員からされたものとうかがわれるが（配当還元方式により評価されている。）、従業員であった当該譲渡人の立場と、代表取締役である庚の立場とは、持株割合も含めて全く異なるものであるから、2例の売買実例の価額をもって、庚の下に生じていた増加益を把握することは相当とは言い難い。」と判示し、やはり株式所有に係る譲渡人の立場を前提に、この売買実例をもとに「特別の事情」を認定することはできないとした。

同様な理由をもって「特別の事情」を認めなかったケースに、たとえば「苦小牧ニュースステーションホテル株式譲渡事件」^{*5}、「育良精機製作所株式譲渡事件」^{*6}があるが、後者の事件で東京地裁は、「控訴人が主張する売買事例の価額をもって、

不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立するものであり、適正な価額であるとするることはできない。また、このような売買事例が存在するからといって、所得税基本通達59-6(1)が一般的な合理性を有するものではないとするることはできないし、本件株式の評価において、同通達により客観的価値を適切に算定することができない『特別の事情』があるとすることもできない。」と判示している。

要するに、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ評価通達の定める評価方法以外の方法によってその評価を行うことは、納税者間の実質的な租税負担の公平を欠くことになるため許されないという租税公平主義のもとに、この「特別の事情」というのは、非常に高いハードルとして存在するのである。

2. 本件鑑定評価額の客観性

(1) 次に、本件において納税者は、評価通達に拘泥してこれを算定すべきではなく、所得税法59条1項に定める「その時における価額」が問題となっているので、本件株式譲渡における時価がいくらになるのかを、通達から離れてより合理性のある評価方法がないかという観点から検討すべきであると主張する。そこで、本件では、納税者によって、DCF法、純資産法を加味した本件鑑定評価額668円／株が提示された。筆者も、本件の争点は、あくまで本件株式の評価額が、所得税法59条1項に規定する「その時における価額」すなわち客観的交換価値を超えないと認められることが必要であると考えるので、合理的な株式の評価方式にのっとり、時価により近似する評価額が算定できれば、当該価額を是認することは、所得税法59条の趣旨に反しないと考える。

[2] ここで、まず DCF 法の特徴について述べる。「DCF (Discounted Cash Flow) 法」とは、M&A の際に当該評価会社の「企業価値評価」を計算するに当たり、客観的な評価ができる理論的な売却価格を計算するものとして、実務でもよく用いられている計算方式である。具体的な算式等は省略するが、当該評価会社の事業計画などから、1年後・2年後・3年後とそれ以降のフリーキャッシュフローを計算し、リスクや不確実性に応じて一定の割引率を設定し計算する。この DCF 法のメリットは、一般に、評価会社の将来性やのれん（営業権）をより現実的に評価できることである。逆に、デメリットは、割引率や永久成長率といった値を使用するため、評価過程に恣意的な要素を多分に含むという点である。

このような予測計算を行うことは、税法としては評価の安定性を損なうので嫌うところであり、会社の将来性やのれんを直接的に計算に組み込むことのないコストアプローチ（簿価純資産法、時価純資産法）やマーケットアプローチ（類似会社法、市場株価法）をより税法は好み、現に評価通達が純資産法、類似業種比準法を探っていることがその現れである。しかし、DCF 法自体は、株式の評価にあたり、評価時点での客観的交換価値を示す1つの指標として、有効性のある方法であるので、他の評価方法と組み合わせて利用することは、むしろ当然の手法である。本件鑑定評価額は、この DCF 法に純資産法、配当還元法を取り込み、独自の加重平均をすることにより求められている。

[3] 適正な時価とは、ソクラテスの言を借りれば、“神のみぞ知る” ものであり、本

*4 第1審：東京地裁昭50年（行ウ）第169号、昭53・9・27判決、控訴審：東京高裁昭53年（行コ）第75号、昭56・1・28判決、上告審：最高裁二小昭56（行ツ）第89号、昭61・12・5判決

*5 第1審：東京地裁平23年（行ウ）第734号・735号・737号、平25・10・22判決、控訴審：東京高裁 平26・4・23判決、上告審：最高裁二小平27・5・13決定

*6 第1審：東京地平25年（行ウ）第631号、平27・12・11判決、控訴審：東京高裁平28・9・8判決

月刊『税理』読者ニーズヒアリングシート[税理 年 月]

件判決でも、「適正な時価とは評価的な概念であって、一義的に算出され得るものではなく、その評価には一定の幅があり得るものである。」と判示している。したがつて、本件でも下記のとおり、5つの評価額が算定されている。特に、配当還元方式と他の評価方式では、著しい価額の乖離が存在する。このような乖離が存在することを前提に納税者は、本件株式について、独立した当事者間であれば到底行わることがあり得ない株価での取引を、通達を根拠として国家が強制するに等しい結果を招来することは、通達による財産権の侵害であり、違憲であると非難している。筆者もかつて、事例は借地権の相当の地代をめぐる問題であったが、税務調査において、税務当局が相当の地代は、土地の更地価額のおおむね8%程度(8%時代の話)であるという発言に対し、「そんな高額な地代は実態を反映していない。では、税務署がここを8%で借りて下さい」と言ったことがあり、納税者の心情はよくわかるところである。

しかし、この評価額の間における著しい乖離の存在については、それぞれの評価額が、その評価目的に応じた計算方法により算定されるのである。本件判決でも「これによる評価額(筆者注:配当還元方式)と類似業種比準方式により算定した評価額との間に大きな差が生じ得るのはむしろ当然のことである。」とし、評価額との間に大きな乖離が生ずるというだけでは「特別の事情」に該当しないと判示している。

また、いま、「客観的交換価値」はいくらであるかという命題に対し、本件鑑定評価額は、DCF方式を取り込むといった積

3841円	DCF方式
3716円	純資産法方式
2505円	類似業種比準方式
668円	鑑定評価額
75円	配当還元方式

極的な努力は評価されるが、特に所得税法59条の譲渡人の譲渡所得の金額における時価という観点からすると、本件最高裁が判示したとおり、その時価は、「譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべき」という点を看過し、「譲受人評価額(82円)と譲渡人評価額(1255円)とを1:1で加重平均する」という手法で、主観的な評価を行っている。筆者は、今回の鑑定評価額には注目するところであったが、やはり通達評価のもつ租税公平主義にこの鑑定評価額は客観的に対抗することができなかつたと考える。

最後に、以上のような結論を支持すると、結局は通達評価が絶対であり、私的な鑑定評価はこれに劣るものであるということになる。しかし、取引相場のない株式の評価は、「街灯の下原則」、すなわち街灯の下で鍵を探しているということであり、実は、本当に重要なところはどこか分かっているが、そこは分析する方法がない。そこで、光が当っているところばかりが議論されているというだけなのである。光のある評価通達の公平性だけを議論するのではなく、街灯の光があたっていない薄暗い部分の評価を、われわれ研究者や実務家は、より客観性をもって鑑定評価し、また、裁判所もこれに勇気をもって応えるような努力をしなければならないと再考した次第である。

本誌では、「時代に即応し、読者とともに進化し続ける税務・会計総合情報誌」をめざし、皆様のニーズに合った企画をタイムリーに発信していきます。記事や情報発信方法、レイアウトの質の改善に生かすため下記アンケートにご協力賜れば幸いでございます。なお、お預かりした個人情報は、読者プレゼントの抽選・発送及び、個人を特定しない形でのマーケティングデータとして利用いたします。また、本アンケートは「編集局セレクション書籍」の抽選・発送終了後は全て破棄処分いたします。

【1】ご購入のきっかけ【どれか一つの□の中に、□を記入してください】

- 1:気になる記事があった 2:年間購読 3:友人・知人からの紹介
4:その他()
) /お買い上げ書店名()

店

【2】月刊『税理』の購入頻度

- 1:はじめて 2:年間購読 3:ときどき購入(年回位)

【3】月刊『税理』の今後のご購入予定について

- 1:今後は買わない 2:今後は稀に購入 3:今後も買う 4:年間購読予定

【4】特に良かった連載名()()()()

【5】記事について

- 1:非常に満足 2:満足 3:やや不満 4:非常に不満

上記3・4の場合、ご不満点についてお聞かせください。下記の中からお選びください。

- 記事 1:内容が実務に即していない 2:特集などの企画テーマがタイムリーでない
3:知りたい内容まで踏み込めていない 4:読み物のページが少ない
5:その他()

レイアウトなど

- 1:読みにくいレイアウトがあった(文字・図表など) 2:表紙の色やデザインが好みでない
3:紙の手触りがよくない 4:その他()

【6】その他、「読者はがき」で収まりきらないご意見や、より具体的に「こんな記事が読みたい!(希望する著者など)」「ここを変えて!」など、あなたの声をお聞かせください。

お名前: []

性別: 男性 女性 年齢: ___歳代

ご住所: 〒 _____

ご応募はこちらから!

~「編集局セレクション書籍」プレゼント~
ご応募いただいた中から毎月抽選で3名様に編集局がセレクトした書籍をお送りいたします。

*1 FAX(0120-953-495)や郵送(読者はがきに住所掲載)、メール(zairi@gyosei.co.jp)での応募はOKです!

*2 当選者発表は発送をもってかえさせていただきます。

◆今回のご協力、誠にありがとうございます。
月刊『税理』編集局一同

■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となります。商品のお届けなどに誤りが生じないよう正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話 03-6892-6562 受付時間 平日 9時~17時

【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

